

第204回長野県私立学校審議会議事録

- 【日 時】 平成29年12月15日（金）13時30分から15時45分
【場 所】 長野県庁 特別会議室
【出席者】 児島則夫会長、浅輪佳代子委員、内川小百合委員、窪田英一委員、小林勝彦委員、小林浩委員、戸枝智子委員、平田睦美委員、平林倫子委員、百瀬真希委員

事務局（小林企画幹）

委員の皆様方、本日は、大変お忙しいところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから、第204回長野県私立学校審議会を開催させていただきます。

私は、進行を務めさせていただきます、私学・高等教育課企画幹兼課長補佐の小林衛でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議に先立ちまして、県民文化部長の青木弘からご挨拶を申し上げます。

青木部長

本日は、お忙しい中御参集いただきまして誠にありがとうございます。実は、若干県の動きで申し上げますと、今日午前中でしたが、知事から来年度から始まります新たな総合5か年計画、しあわせ信州創造プラン2.0の原案の段階でございますけれども公表させていただいて、実は来月の半ば位までパブリックコメントをやらさせていただくことを公表させていただいたところでございます。後ほどお帰りまでには、その資料をお配りさせていただきたいと思っております。私立学校ということだけでなく、幅広く皆様方の御意見をいただければ大変ありがたいかなと思っております。簡単に概要だけ申し上げますと、実は今回の5か年計画でございますが、その他、教育委員会の方でも第3次長野県教育振興基本計画の策定を並行して進めているところでございます。そういった中で、私立学校につきましても私学振興と保護者負担の軽減を図るために展開する重点施策などの検討を併せて進めているところでございますけれども、そういった中で今回の特徴をざっくり申し上げますと、副題に学びと自治の力で拓く新時代というふうにさせていただいております、主な重点施策の中には6つあるんですが、特に学びの県づくり、それから自治の力みなぎる県づくりの2つのエンジンをもって、残り4つとともに新しい県政を展開していこうと、そういうことでございまして、かなり学びというものを意識した内容になっているところでございます。また後ほどご覧いただければと思っております。その他、内容的にはこれから走りながら考えていく、そういうところもある訳ですけれども、チャレンジプロジェクトというものも設定させていただいております、これは5か年ということではなくて、2030年のあるべき姿から振り返って、逆に今何をすべきかということを組み立てた施策の方向性を示したものでございます。ですから、まだまだ歩きながら、走りながら考えていくというスタンスなんですけれども、それも実は6つのテーマがございまして。その中で、人生を豊かにする創造的な学びの基盤づくりプロジェクトというものもございまして。2030年に向けた課題では、人生100年時代の変化に適應する学びでございますとか、これからの社会を生き抜く力、そういうことが課題でございまして、それに対するチャレンジですとか、一番最後の項目に、人生のマルチステ

一ジ時代における多様な生き方の支援プロジェクトというものもございまして、人生の選択肢が広がってくるということもございます。そういう意味では、複線型の働きであったり、学びの支援ということも当然課題になってくる訳でございまして、私学の皆さま方にも大変関わっていただくことが非常に多いです、産業界の皆様方共々一緒になって目指していかなければならない計画になるかと思えます。また御意見賜ればと思っているところでございます。そういった中で、県の来年度予算につきましても、現在、鋭意検討を進めているところでございます。大変厳しい財政状況ではありますが、関係する皆様方の御協力をいただきながら、私立学校の振興発展のために努力をしてみたいと考えているところでございます。そういうことで、御報告と言いますか、現状を申し上げさせていただきました。この審議会に戻りますと、10月18日に開催させていただきました第203回の審議会では、14件もの答申をいただいたところでございます。それに基づき認可等を行わせていただいたところでございます。本日は、私立高等学校の設置1件でございますけれども諮問させていただいたところでございます。どうぞよろしく御審議をいただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

事務局（小林企画幹）

青木部長には所用によりまして、ここで退席させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

議事に入ります前に、一点お願いいたします。お手元に、認可申請書等の写しを配布してございますが、これにつきましては、審議会終了後に回収させていただきます。メモ等の書きこみをしていただくことは全く差し支えございません。よろしく御協力をお願いいたします。本日は、飯沼委員さん、小泉委員さんから所用のため欠席する旨の連絡がありましたので、御報告申し上げます。なお、皆様のお手元にお配りしてございます本日の名簿でございます。次第の裏面になります。一番下の百瀬委員さんの所、欠席と記載されてございますが、大変申し訳ございません。ここを消していただきたく存じます。それでは続いて会議事項に入りたいと思えます。本日の会議は、委員定数12名のところ10名が出席されており、本審議会運営規則第4条の規定による過半数の要件を満たし、成立しておりますことを御報告申し上げます。議長は、審議会運営規則第2条により会長があたることになっておりますので、児島会長、議事の進行をお願い致します。

議長（児島会長）

それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。委員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。本日の会議事項はお手元に配付されております会議次第のとおりでございます。なお、本日の議事録署名人は、内川委員、平林委員にお願いいたします。よろしくどうぞお願いします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。お手元の会議資料で、会議事項(1)の諮問事項を議題とさせていただきます。お手元に諮問事項という資料が配付されているかと思いますが、今回、長野県知事の方から、私立高等学校の設置1件が諮問をされております。この諮問事項につきまして、審議をお願いしたいと思っております。

それでは、お手元の資料で、諮問事項の私立高等学校関係の（ア）私立高等学校の設置を議題とさせていただきます。資料1の日本ウェルネス筑北高等学校の二次審査につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（青木課長）

私学・高等教育課長の青木でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

お手元の諮問事項関係資料の資料1をお願い致します。日本ウェルネス筑北高等学校でございます。認可事項は、私立高等学校の設置の2次審査でございます。前回御欠席の委員さんいらっしゃいますので、改めて説明をさせていただきます。なお、1次審査からの変更箇所には下線を引いてございます。目的、名称、位置につきましては、ご覧のとおりでございます。開設時期は、来年4月1日を予定しております。設置者は学校法人タイケン学園、当法人は、通信制の日本ウェルネススポーツ大学や日本ウェルネススポーツ専門学校等を運営するとともに、愛媛県知事認可のグループ法人、学校法人国際タイケン学園設置の広域通信制高等学校、日本ウェルネス高等学校が、現在筑北村に信州筑北キャンパスを運営しております。校長の柴岡氏は、設置者である学校法人タイケン学園の副理事長で、今申しあげました日本ウェルネス高等学校の校長を2年間、務めた経験がございます。2ページの方に行きまして、設置課程及び学科につきましては、全日制の普通科で、特徴は校名に冠してありますウェルネスの理念、健康の概念を運動と関わらせることによって、より社会化、生活化していく概念というものを背景として、地元の筑北村の地域資源を十分に活用しつつ、教育活動を行うものでございます。収容定員は1学年80名、3学年で240名、80名の内訳ですが、県内中学卒業の課題を抱えた生徒対象の総合コース30名、県外中学卒業予定者対象の特殊スポーツコース10名及びスポーツコース20名、更に外国人留学生対象のグローバルコース20名ということで、80名でございます。教職員組織、校地校舎等はいずれも基準を充足しております。4ページの開設費用につきましては、全て学校法人タイケン学園が負担いたします。授業料等につきましては、ご覧のとおりでございます。5ページに行きまして、収支計画の収入の部は、生徒数を先ほど申しあげました1学年80名、2年目は160名ということで、定員充足を見込んでおります。支出の部につきましては、初年度に一定額の繰越金を見込みまして、2年目も繰越金を見込んでいるところでございます。説明は以上でございます。よろしく願います。

議長（児島会長）

この事項につきましては、小林浩委員さんに現地調査を行っていただいておりますので、その調査結果につきまして、小林浩委員さんから御報告をお願いいたします。

小林（浩）委員

少しお時間を頂戴したいと思います。

去る11月13日、私学・高等教育課の青木課長、熊井補佐、村松指導主事のお三方と私の4名で、全日制普通科として開校予定の日本ウェルネス筑北高等学校の現地調査を行いました。ウェルネスは英語で健康であること、又は、快適であることを意味するようです。先生方もご承知のように、既に筑北村には、広域通信制の日本ウェルネス高等学校筑北キャンパスが開校されてお

り、高校野球では、同校野球部は長野県代表として、秋の北信越大会まで駒を進め、春の選抜の出場権こそ逃しましたが、大健闘されました。この広域制通信制高校の本校は、先ほどの説明にもあったとおり、長野県ではなく、愛媛県今治市にございますので、同校の開校にあたっては、法律上、本県私学審議会にその審査権はなく、愛媛県私立学校審議会にあることになっております。しかし、今回、全日制普通科の私立高校として、長野県の筑北村に開校申請が出されておりますので、この度、本審議会としての現地調査の運びとなりました。来年、平成30年4月の開校が認可されますと、昭和44年に開校した昭和園芸高校、現エクセラン高校以来、ほぼ半世紀ぶりの全日制私立高校開校となり、長野県での私立高校は計17校となります。校長就任予定の柴岡氏、村山部長から、学校の概要、施設・設備の状況、校具、教具の状況、更には今後の運営などについてお話を伺いました。柴岡氏は、タイケン学園理事長の柴岡三千夫氏のご子息で、タイケン学園副理事長の職責に就かれております。校舎は、JR篠ノ井線西条駅のそばにあり、学校の近辺には筑北村所有の温泉施設や体育施設などがあり、学校の体育の授業などでも利用できるように、既に村側とその旨の取り決めが交わされておりました。学校の周囲には、のどかな田園風景が広がり、地元の農家の方々からは、お米などの新鮮な農作物の寄附もあり、筑北村の村あげてのサポートがあるとお聞きしました。村にとっては、通信制高校に加えて、全日制の高校の誘致実現は一種の村興し、又は、地域振興の一助となる点を十分にうかがい知ることができました。高校はある意味、地域の文化の拠点であり、経済面では、衣食住の点で、その地域での新たな消費や雇用を生み出す重要な役割も果たしています。全日制普通科となる予定の校舎は、通信制高校の生徒が使用していた校舎に必要な手直しを施した上で、そのまま使用することとなります。心太式に押し出されることとなる通信制の生徒は、隣接する村所有の柔剣道場を改装した建物に移ることになり、工事が進んでおりました。ここでも村の全面的な支援があり、通信制の生徒の教育環境は水準以上であるように思われました。そもそも、現在の通信制高校の校舎は、平成27年3月に閉校した、筑北村本城小学校の校舎を活用したものであり、在校生が児童から高校生へと変わることを受けて改装されたものです。そのままでも十二分に学校基準の耐震性は確保されておりましたが、更に、壁や柱の補強工事を行った上で、通信制の校舎を全日制普通科の校舎として使用することでした。1階には、校長室、事務室、相談室、保健室、特別教室、薬品庫などが配置されており、2階には、教室、図書室、PC室、視聴覚室などが配されておりました。障がいを持った生徒を毎年10名前後受け入れる予定でありますので、車いすの生徒の動線に配慮し、教室の扉を引き戸としたり、エレベーターを設置するなど、校内のバリアフリー化を進めておられました。開校までに、職員が実際に車いすで校舎内を何度か移動し、不具合な箇所をさらに探り出し、鋭意、改修・改装すると伺いました。各教室の廊下側の壁は一面のガラス張り、実に明るい雰囲気醸し出しておりました。図書室は、今後、筑北村の図書館とネットワークで繋がりを、貸出可能な図書は何と計4万冊となる予定であります。私の勤務する長聖高校の蔵書数は3万冊であります。初年度の募集やその定員などについては、1、長野県内の中学校出身者で、不登校や課題を抱える生徒を対象とした総合コース、そして、その定員が30名。2、長野県外の障がいを持つ生徒を対象とし、特殊スポーツ演習などの授業で、車いすバスケットボール、バドミントンなどの種目でのパラリンピック出場を目指す特殊スポーツコース、その定員が10名。3、長野県外の生徒を対象とし、目下の所、サッカーやバドミントンの選手育成が想定されているスポーツコース、その定員が20名。4、主にアジアからの外国人留学生を対象とし、スポーツのほか、農業などの経験を積むグローバルコース、その定員が20名。なお、全日制では、スポーツコ

ース、グローバルコースともに野球部、駅伝部は創部しない。また、他の公立高校や私立高校の退学者を年度の途中で受け入れる予定はないとのことでした。定員の構成についてまとめますと、4コース制を敷き、総合コースの30名は長野県中学校出身者、それ以外の3コースは長野県外、或いは海外から50名を募集することになります。一般に海外の国々は、少子化が日本ほど進んでいないばかりか、人口が増加している国もありますので、生徒募集を海外に求めるということは、正しい経営戦略の一つであると思います。1学年80人定員ということになり、80人掛ける3学年で、全校で240人が収容定員となります。そのうち、相当数の生徒が後段申し上げます寮で生活することとなりますので、寮運営の面でも、地域に一層の活性をもたらすのではないかと考えます。4月完成予定の寮は、定員が45人ということなので、将来的には、相当数の生徒に対して、村の空き家を改装して寮にするといった必要がありそうです。残念ながら、公立私立を問わず、全日制高校で何らかの要因で不登校となり、駆け込み寺として通信制に移るのが通例であります。ですから、全日制高校として、募集を敢えて不登校や課題を抱えた生徒に限定するのは非常に稀有なことであります。私自身、高校現場に身を置く者としては、驚きを覚えるとともに、日々の教育活動を実践する上では、様々な困難が容易に予想されましたので、なぜ、全日制普通科の高校として、敢えて、不登校の生徒を募集することになったのか、その経緯や受入れ後の運用などをお聞きするとともに、既に本県では、厳しい少子化の現実を踏まえ、今年1月の公私連絡協議会では、公立高校と私立高校の間で、次年度の募集定員が決められており、私立高校は前年比、55人減の3,610人となっております。これを踏まえますと、新設予定の全日制私立高校としての日本ウェルネス筑北高等学校の開校で、県内の他の私立高校16校の募集定員が更に削られることになるのではないかとという危惧があり、私立学校等の設置等に関する審査基準の第1項の1に謳われている、設置に当たっては、当該私立学校等が他の私立学校等と不当に競合してはならないという観点で、どのような認識をお持ちか尋ねてみました。その回答として、長野県内で、中学卒業後、不登校を理由に、いかなる高校にも進学せず、自宅に留まる者が相当数にのぼることを把握している。そういった生徒や保護者、また、中学校の先生方からも、不登校となった生徒や何らかの課題を抱える生徒を通信制高校ではなく、全日制の高校として受け入れて欲しいというニーズがあることを、個別相談やいわゆる市場調査によってある程度把握している。学園では、広域通信制高校として、様々な理由で高校に足が向かない生徒を受け入れてきている現状がある。そして、何より中学まで不登校だった生徒が毎日、登校できているという実績がある。よって、これまで通信制高校として、不登校生を受け入れながら培ってきた指導上のノウハウを全日制高校でも十分に活かすことができるという確信を抱くに至った。開校予定の全日制高校では、そもそもそういった、これまでであれば、高校への進学を諦め、自宅に留まる者を対象とするもので、彼らは、高校進学率を算出する上では、統計上含まれない生徒である。そのため、長野県内の他の私立及び公立高校の定員の総枠を削ることはなく、長野県内の全日制高校の募集定員には影響はないと考えている。また、海外からの留学生は、いわゆるスポーツ留学ではなく、日本の高等教育を受けたいという希望を持つ生徒を募集する。具体的には、モンゴル、インドネシア、スリランカなどアジアの国々の他、タイケン学園が提携している海外の姉妹校から、学力検査などを経て選抜し、高校卒業後の進路については、同学園が設置母体となっている専門学校や大学などへの進学の道を提供する。県外生徒や留学生の生活の場として、現在建築中の寮と村の空き家を改修し、寮として使用する。そういった際は、村の方々を寮母として雇用し、留学生にも対応できるように研修を行うことを予定している。寮は4人一部屋となる。なお、現在、通信制課

程に学ぶ生徒については、全日制への転籍などは考えていないという回答を得ました。同じ私学に身を置く者とする、次の4点について疑念を抱きました。1点は職員の給与面での待遇についてであります。一層の改善努力が必要であると考えます。給与と職員のモチベーションは、ある程度比例するように思われます。不登校生、体に障がいのある生徒、更には海外からの留学生を指導対象とされており、職員には予想以上に負荷がかかるように思われます。その労働対価に見合う給与については、理事者が努力すべき事柄であろうと考えます。2点目は、人口減少が続く地域での地域興しの一環としての私立学校誘致が、今後ますます一般化するのではないかとこの点であります。教育と地域振興の良好なバランス、或いは、あるべき姿などについて、我々に様々な問題提起をしているからであります。今回の案件は、その先鞭となるのかもしれませんが。3点目は、複雑な家庭事情も含め、様々な理由で不登校となった生徒への、日々の教育活動での指導・支援の困難さであります。全日制普通科の高校となれば、基本的に各科目、教科での単位数となり、学業不振は言うに及ばず、授業の欠席時数が大きくなるだけでも単位数不認定となるシステムの中に、中学校時代不登校となった生徒を受け入れることになるからです。単位数の小さい科目、教科での出席時数の不足が容易に想像されます。特に、音楽・美術・書道・家庭といった実技科目での出席不足また実習不足が心配されます。担当する教諭ばかりでなく、学校全体として、その鼎の軽重が問われることになりはしないかと、第三者ながら危惧しています。4点目は、募集対象が長野県の中学を卒業後、高校に進学しない者だけの30名という点であります。県内の不登校生30名の募集であり、県内の他の私立高校の募集に全く影響しないというご説明には、私はどうしても得心がいきませんでした。人口減少に伴って、公立高校側は統廃合を着々と進めている最中であるにもかかわらず、私立側は、新たに30名の募集枠を持つ私立の全日制高校を新設することに他ならないからであります。それだけに、非常に重大な出来事であると考えべきです。しかし、これら懸念材料を持って、不当に競合することなくという文言の「不当に」に該当するのかと問われれば、「不当に」を立証できる術を、現在、持ち合わせていないのもまた事実です。昨年の広域通信制のつくば開成学園高等学校の現地調査の報告でも私見を述べさせていただきましたが、私自身、中高の教育に携わる者として、一言で言えば、生徒の多様化と学びの多様化。ひいては、価値観や幸福感の変成を実感いたしております。日々、生徒の多様化と様々な学びの有り様に高校の学校現場がしなやかに対応しきれずにいる現状を目の当たりにしております。様々な背景と複雑な要因を持つ不登校の生徒が、全日制普通科という学びの場で、それぞれがそれぞれなりに精一杯輝いて欲しいと強く願う一方で、次年度、長野県の私学は総募集定員が3,610人となり、更に年を追うごとに、その募集定員を絞らざるを得なくなるという厳しい少子化社会の現実を鑑みると、中学卒業後、高校に進学しない不登校の生徒を30名募集すると表明されておられますが、不登校傾向の生徒は着実にその数を増やし、不登校予備軍の生徒も加えると、残念ながらその数は増加の一途をたどっております。そういった彼ら、彼女らが高校進学に際し、公立高校は無理にしても、どこかの私立高校ならば進学したいという気持ちを抱くことは皆無ではないと考えます。更に、一旦ある私立学校に進学し、それでも学校に足が向かないようであれば、どこかの通信制高校を考えるという選択肢も十二分にあるのではないかと考えます。不登校、或いは不登校傾向の生徒とそうでない生徒の線引きが実際は難しく、そのため、彼らの高校進学の動向も正確には読めないというのが実状であります。募集定員はわずか30人ですがされど30人と言うこともでき、長野県の私学経営、特に中南信の私立高校にはやはり、そうは言っても何らかの影響が出るのではないかとこの危惧を完全に払拭することはできませんでした。ですから、

今後の公私立連絡協議会などの公立高校側と私立高校側が厳しく対立せざるを得ない場面を考えると、この30人という数字は新たに発掘される数字であり、私学の総募集定員数算出には一切関与せず、このことは公立高校側の理解も十分に得られるという、私学課の明確な答弁を是非いただきたいと考えます。また、私学課には、長野県内枠30人の募集定員については、ウェルネス高校側を指導するとともに、年1回の調査と審議会などでの報告をお願いしたいと考えます。加えて、答申の付帯事項として、学校側は、長野県の中学出身者の募集は30人を今後とも堅持するという文言が必要であるとも考えます。報告は以上であります。

議長（児島会長）

ただいま事務局の方から、そしてまた、現地調査を行って頂きました小林浩委員さんの方から説明がございましたけれども、この点につきまして、御意見、或いは御質問等ございましたらお願い致したいと思っております。いかがでございましょうか。

小林勝彦委員

今の両説明になかったことでお聞きしたいんですけれども、留学生、海外からの受入れについて、今、色々な面で混乱と言っていい位な受入実態があるように聞いております。その中で、日本語ができることが必要ということがあるんですけれども、ウェルネスさんは、中等教育における留学生を受け入れることについて、何らかの実績なり、教育リソースがあるのかなということが気になったんですけれども、お分かりになればお願いしたいんですけれども。

議長（児島会長）

事務局の方でお願いします。

事務局（青木課長）

先ほども申し上げたんですけれども、タイケン学園自体がグローバルな活動を既にしていまして、現状で学校法人タイケン学園が、アジアに36の姉妹校の提携を結んでいるという状況にありますので、そちらから、具体的に今度入ってくる留学生について、仲介等してもらおうというふうに聞いています。ビザの取得の条件として、1年以上の日本語教育を受けた生徒ということが求められていて、そういう関係から、学校法人タイケン学園の海外校で学んでいる生徒を対象にすることを考えているということで、日本語教育を1年間受けている人が入るということでございます。

議長（児島会長）

よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。

それでは私の方から。報告書の中で、小林委員さんに現地調査をしていただき、向こうの関係者の方からいろいろな意見を聞いて、4つの懸念事項があるということで詳しいご説明があって、それにつきまして、いろいろな要望事項も仰られたんですが、その辺のところ、事務局も聞いていると思うんですが、何か対策等ございましたら、お願い致したいと思うんですが、いかがでございましょうか。

事務局（青木課長）

今、小林浩委員から、現地調査の状況の詳細にお話をいただきました。その中で、4つの懸念事項を仰られたと思います。順にお話したいんですが、一つめが、職員の給与面の改善努力が必要だというお話がございました。本日の諮問事項関係資料5ページをお開き頂きたいんですが、さらに、30年度の収支予算、収支計画ががございます。その支出の部に、人件費ということで、教諭が6名で1,620万、それから講師が5名で480万という記載ががございます。教諭で言えば、1,620万を6人で割って、12月で割ると月額で22万5千円となります。同様に講師の場合は、月額8万という形になります。この報酬額につきましては、学校法人タイケン学園としての統一の金額だということがございます。なお、この金額は平均ということですので、教員については、年齢等によって金額が違ってくるということです。それから、講師につきましては、非常勤ということで、毎日勤務する訳ではないので、こういう額になっているという状況でございます。ただ、委員の御指摘はもっともでございますので、委員から、職員の待遇改善の努力を求める意見があったことは、法人側にお伝えさせていただきたいというふうに思います。それから2点目が、地域おこしの一環として、私立学校誘致の動きが一般化するのではというお話でございます。これにつきましては、廃校になった施設の利用、或いは、若者による地域の活性化といった地域の願いというものは、今回に限らず、県内の各市町村に共通のものだと認識をしております。御指摘のとおり、今後もこのような事例というのは出てくるかなというふうに考えております。現に他の校種も含めて言えば、当課でも、廃校を利用するという御相談をいただいているものも現実がございます。今回のウェルネス筑北高校の今後の在り方を注目していきたいと思っております。それから3点目、不登校となった生徒への日々の指導、支援というのは、本当に困難ではないかというお話です。これもごもっともだと思います。今回法人としては、これまでの学校の指導とか支援によって、既に現在運営をしている通信制の高校で、週5日コースということで、毎日通学ができています実績があると。その実績の裏付けがあって、具体的には、今回入学後1か月間の特別カリキュラムを組んで、学校の設定教科でありますウェルネストライアルという時間の中で、農業やボランティアなどの体験的な学習を取り入れるなどによって、学校に慣れる時間を最初の1か月で多く取り入れたいと。それから、地元の筑北村の協力の下で、年間通して、田植え、稲刈り、或いは薪を作るとか、温泉施設での接客をするとか、介護支援をするといったことを通して、村民の方々との交流を図って、コミュニケーション能力を育成していくですとか、学び直しの時間を設けて、或いは生徒に個別に対応したりということで、高等学校の学習内容へスムーズに移行できるようにしていく。加えて、心理カウンセラーを活用したり、或いは養護教諭による個別の対応を行っていくということで、毎日通学できることに対して自信を持っているというふうにお聞きしております。なお、全ての職員に対して、不登校等に対する研修というのを続けていくというお話を聞いております。それから、最後に募集対象が長野県の中学を卒業後、進学しない者の総合コース30名、その30名というのが新たに発掘される数字で、私学の募集定員の算出には関係しないということについての見解を求められていると思うんですけども、先ほど委員からお話がありましたけれども、募集定員は公私協調の考え方の下、公私立高等学校連絡協議会の場で決定しているものがございます。具体的には、中学校卒業予定者数に進学率を考慮した、募集定員設定率を掛けて総募集定員を算出して、それを公私で按分していると。その募集定員というものは、公立私立の全日制のみの生徒数でありまして、定時制とか、多部制単位制、通信制の募集定員というものは含まれておりません。また、中学を卒業して就職するとか、或い

は、進学就職する以外の人数も含まれていないというところでございます。これも先ほど、小林委員からお話があったんですけれども、ウェルネス筑北高等学校においては、これまで通信制で週5日コースに通学してくる生徒の実態や、或いは、相談に来た保護者、生徒の話から、中学校卒業後直ぐに通信制を選択する生徒、或いは就職も進学もしなかった生徒の中で、30人程度の全日制のニーズがあるというふうに見込んでいます。それを基に募集定員を設定したということでございます。こうしたことから、今回ウェルネス筑北高等学校が対象とする生徒というのは、全日制の募集定員の枠外であって、他の公立私立の全日制の高等学校とは競合しないというふうには、私どもも考えているところでございます。なお、先ほどもお話がありました、公私立高等学校連絡協議会では、ウェルネス筑北高等学校の募集定員については、30年度は枠外とする、31年度については、新設校の実態に基づき、新設校というのは、今回のウェルネス筑北高等学校ですけれども、その実態に基づいて改めて取扱いを検討するという事となっております。このため、実態を検証した上でないと言えない部分はありますが、当課といたしましては、全日制の募集定員の枠外にあるという先ほどの理由から、公私協の場で枠外にあるということを主張していきたいと考えております。実際どうなったかという検証というのは、委員仰った通りですと必要だと思っておりますので、来年度以降も募集の方法ですとか、生徒の実態についての現地調査を行って、その結果を当審議会、それから公私立高等学校連絡協議会の場で、報告をしていきたいと考えております。私からは以上です。

議長（児島会長）

小林委員さんの現地調査を踏まえて、抱かれた4つの懸念というものがございまして、それについて当局の方からご説明を頂きましたが、小林委員さんよろしいですか。

小林浩委員

はい。良く分かりました。

議長（児島会長）

かなり長時間に亘っていろいろご説明頂いたので、分かりにくいところもあったと思いますが、何かまたありましたら。どうぞ。

小林勝彦委員

小林先生から懸念という点で、お答えいただいた中でのことになりますが、2つほどございます。一つは村おこしということが根拠に上げられていますけれども、その自治体ですとか、住民がどれだけ本気なのか。どれほどそうした価値を共有しているのか、疑問に思いました。それから、30人という定員についてですけれども、本当に30人が枠外かということかと思うんですが、母数に30名が入っているのかいないのが問題だとすれば、30名は母数に入ってしまうのではないかと思った訳ですけれども、お分かりになりますでしょうか。

議長（児島会長）

30名が母数に入っているということは、95、6パーセントの人数に入っているとい

うことですか。ここでは、95、6パーセントを超えた学校にも行かない、就職もしないというような生徒が一定数いると、その中から30人を募集するんだとウェルネスの方では言っている訳ですが、そうではないのではないかというご意見ですね。

小林勝彦委員

その30人も計算に入れて今の定員が算出されているという印象を受けた訳です。

議長（児島会長）

事務局と小林委員が現地調査を行って、向こうの関係者の方からお伺いをしていると思うのですが、その辺いかがでございましょうか。

事務局（青木課長）

今日の資料、認可申請書抜粋の一番最後のページなんですけれども、学校施設設置に関する意見書というものを村からいただいております。そこをご覧いただきますと、村としては設置に関するご承認をいただいております。付帯意見として、学校の設置に際して、これまでも通信制がありますので、これまで以上にスポーツ、文化、教育の向上に尽力していただくとともに、地域を巻き込んだ授業を取り入れるなど、過疎化が進む本村の活性化に向けた学校運営を行っていただくことを希望し、承認しますということで、これまで以上と書いてあるとおり、今までも地域を巻き込んだ授業をやられていますし、先ほど小林委員からもご説明がございましたけれども、村から野菜とか米をもらったりということで、地元の期待は非常に大きいですし、そういった授業等をやっていくというお話をいただいております。村、地域の活性化という意味では、先ほどの寮という話も含めて、地元若者が来て、その高校生たちと一緒に村が活性化していくということが期待されていると感じております。それから、30名が枠外かというお話ですけれども、学校基本調査で過去5年間の状況を見ますと、卒業生のうち、進学も就職もしないというそれ以外の者が、毎年100～200名はいます。ここからは推測になってしまいますが、不登校等を理由に進学を諦めざるを得なかった子どもが一定数その中には含まれていると思います。なお且つ中学時代に不登校だった生徒が通信制を選択するケースが、先ほど委員からお話ありましたけれども、現に増加していますし、不登校を経験している生徒にとってみると、自力で課題を提出していくという通信制のスタイル、自分でコントロールしていくというスタイル自体が難しい、それに対する不安というものもあるので、そういうことで進学を躊躇している場合もあるのではないかと考えます。先ほども言いましたとおり通信制を現にやっている中で、生徒とか保護者の声を聞いて、今回定員数が30名ということです。今まで進学していなかった者が30名ということと考えますので、そういう意味で枠外だということを申し上げました。

議長（児島会長）

今のお答えですが、いかがですか。

小林勝彦委員

今回はよく分かりました。

戸枝委員

私は不登校支援をしていますので、中学卒業後、進学も就職もせずに家に居るといふ生徒は200名くらい居るだろうと思うのですが、私の支援活動の中での実感は、経済的な理由が殆どというふうに考えています。やはり、不登校で通信制に來ている子どもたちの半分以上は経済的に苦しいひとり親家庭の子どもたちで、そういう意味で進学を諦めたといふ生徒はいっぱい知っていますし、通信制といえども私学なので、それを続けるためにアルバイトをして、自分で学費を捻出して通っている生徒が、私どもの所では30名のうちの7名位います。就学支援金に関しても加算のご家庭ばかりです。そういうことで、寮をもった全日制の学校を設けるといふのは、多様性といふことで大変良いことだと思う。全寮制に行きたい子は、愛知、三重、新潟といった県外へ行きますので、県内にこうした学校ができて、全日制を卒業し、スポーツ等の才能を伸ばすといふ機会があることはいいことだと思う。不登校の子どもたちが抱えている経済的な所をどうしたらいいかといふと、卒業するまで奨学金を作るとか、しっかり支える体制づくりをしてもらいたいと思う。

議長（児島会長）

事務局の方でいかがですか。

事務局（青木課長）

先ほどご説明しました学校基本調査においても、経済的理由で退学する子が実際いらっしゃいます。就学支援金、また授業料軽減ということも行っていますが、それ以外にお金もかかりますので、退学せざるを得ない方がいらっしゃることは認識しています。今回、来年度からの子どもに関するプランを作る訳ですけれども、その中でも、経済的弱者の支援ということは謳っております。ご存知のように、国でも教育無償化という話をしていますので、特に就学支援金については議論が進んでいくことを期待しているところです。

議長（児島会長）

百瀬委員さんどうぞ。

百瀬委員

私は製造業で、今日の議論を聞いていて、少し違和感があるので意見を述べさせていただきます。先日、日刊工業新聞で、日本が先進国の中で、生産性が圧倒的に低いというような内容の記事が載っていました。生産性が低いということは、一人ひとりの能力が下がっているということもあると思うんですけれども、これから生産に従事する人間が減っていくという少子化の問題を考えたときに、今日の議論に出ているような不登校になったお子さんが、そのまま家に閉じこもっているといふのは、産業界にとってはとても打撃になることだと正直感じます。学校を作るといふことは、子どもさんに可能性を広げていくところにあると思うので、この学校ができた

ことによって、私学と公立の学校が全日制に通う子どものパイを奪い合うということではなくて、魅力的な学校を作って、生徒が集まってくるというのは経営側の責任と思うと、いかに全日制に進む可能性のあるお子さんたちを、不登校になったお子さんたちの中から拾い上げていけるような学校を作ることは未来を考えると非常に重要なことと感じる。今 100 人のお子さんが不登校になっているとするならば、学校に通ったことによって働く可能性が広がっていく訳なので、ぜひ 30 人という枠に関わらず、この学校がそういう仕組みを作れるのであれば、不登校のお子さんたちに積極的に関わるようなことを支援すべきだと思うし、受け入れられるところを広げていくべきではないかと、お話を聞いていて疑問に感じたところです。また、特殊性がこの学校にあるとするならば、先ほどパラリンピックを目指すとか、バトミントン等のスポーツに対してのお子さんという話があったと思いますが、私の会社にも 6 年間引きこもっていた 29 歳の方が入ってきましたけれども、会社側は最初の教育にもものすごく時間もお金もかけなければいけないですね。生産性を考えると、若い方に入っていて、会社が教育をしてでも生産性を上げる人材に変えていくというのは大きな課題です。年齢が上に行けば行くほど、引きこもっていた期間が長いと社会の適応性が減ってきているので、できれば、中学、高校に進学する可能性があった年齢のうちに、受け入れてくださるような学校の中で、社会の適応性を身に付けて、社会に出ていくということが、この学校で適応できるかどうか、今日の話をもっているだけでは分からないところもありますが、可能性があれば、この学校に未来の可能性を見出すということは子どもさんにとっても必要性のあることではないかと感じました。

議長（児島会長）

また、違った視点からの御意見と思いますが、事務局からございますでしょうか。

事務局（青木課長）

百瀬委員が仰られたことはその通りだと思います。若い頃から対応して、自分の得意な分野を伸ばしていければよいと思いますので、今回のウェルネス筑北高校についても、その一助となっていくことを期待しているところです。

議長（児島会長）

今の御意見は、不登校的な子への教育によって、製造業に関わらず様々な社会性のある人間として、人口が減っている中で働いてもらいたいということだと思います。

平田委員どうぞ。

平田委員

設置趣意書と地域の方の熱意ということで、村長さんらの署名による意見書が提出されている訳であります。実際に小中の義務教育においては、体験活動ということで地域の人、私もやらせていただいています。地域の史跡巡り、自分たちの住んでいる地域に愛着心と誇りを持ってもらい、地域の将来を考え、地域を大切にしたい心が育ってほしい思いでやらせていただいています。高校教育におきましては、もう少し自立した形の教育になりますね。それなので、ここところは少し心配しています。先ほど、小林委員さんからも、地域とともにある学校と言われましたけれども、高校教育におきまして、どれだけ村民の皆さんが熱意を持って、この学校を育てよ

うというお気持ちがあるかということですね。今、生活の大変な方もいるし、それぞれの人がいろいろな忙しさがあって、その中で高校教育に対する愛情を持って、一人でも育てようという思いを持っていただいているのか。計画の策定等の場合には、一部の方たちがやらせていただく訳ですが、そうでない住民の皆さんは、地域のあいさつ運動とかは関わり易いと思いますが、高校において、不登校、障がいのあるお子さん、また、アスペルガーのお子さんとか精神的な課題をお持ちのお子さんが、専門のカウンセラーさんが対応してもなかなか治らないという難しい現状がありまして、ウェルネスさんのところでできるか心配です。私学・高等教育課としては、設置したいという気持ちで諮問している訳ですよ。いろいろの課題を考えながらも、実際、地域はそんなに甘くないということをお願いしたいです。熱い人は居ますけれども、やはり一部であって、不登校という家庭の言うことも聞いていただけないというような、いろいろな方が一人ひとり違って、そういう方たちへの接し方というのは、実際には、大人も学ばないととてもできないと思って心配します。また、公立と私学で一人の生徒が異動することによって、学級が成り立たなくなったりということを少し心配しています。人口、お子さんの数が少ない地域で、一人異動するだけでも学級編成、先生の配置に関わってくるので、そういうことが心配されます。こんなに大きく広げて大丈夫だろうか心配はございますが、いかがでしょうか。

議長（児島会長）

今、私学・高等教育課の立場についての御発言がありましたが、この申請をされた方が筑北村の当局者と話をして、それではやろうということで私学・高等教育課に申請を上げ、私学・高等教育課は様々な規則を踏まえた上で、いかどうかを判断される流れになるかと思うので、少し意味合いは違うと思いますが、それは抜きにしまして、平田委員さんから難しいのではないかというお話がいろいろ出てまいりましたが、それに対しまして、当局としてはどんなところでございましょうか。

事務局（青木課長）

地域の方の御協力、盛り上がりということで一つの例を申し上げますと、先ほど小林委員の御報告にもありましたけれども、今のウェルネス筑北キャンパスの子どもたちが高校野球の県大会で優勝したときに、夜帰ってきたら村の住民の人たちが集まっていて、歓迎をされ、生徒達は疲れていたんだけど、その場で報告会になったということで、まさに地域の期待というものは現状の通信制に対してもあるということだと思います。ただ、仰られるとおり、地域で学校に対して協力する人もいれば、協力してくれない方もいると思いますが、村の施設の活用ということについて、少なくとも村の当局と議会を挙げて協力するというのを言っていると思いますので、村としても住民に対する周知、啓発を当然してもらえるものだと期待しています。

平田委員

もう一つ、日本語教育は大事だと思います。今、福祉を支える人材を外国人にお願いしなければ足りない状況で困っています。社会福祉法人に就職するときに、日本語教育をちゃんとしてくれる所が欲しいと言って来られます。日本語の教育をする所があるようで、まだ少ない現状だと思います。そのような嘆きの言葉を聞いておりますので、そんな点で、ウェルネスさんの日本語教育の辺りはどうなのでしょう。人を人としてお支えする人材を育成することによって、専門

的なところに向けてやって頂けると、やりがいをもっていける人材が育つと思います。

議長（児島会長）

今のお話は、グローバル化していくことをウェルネスさんのところでちゃんとしてもらえるのか、システムが出来るのかというお話かと。確か冒頭に課長さんの方から、この学校は外部に30何校かの学校があつてというご説明があつたかと思います。それを踏まえてということかと思いますが、もう一度ご説明していただけますか。

事務局（青木課長）

グローバルコースを設けている背景として、このタイケン学園のグループで、元々1,400人以上の留学生が学んでいるという実績があるそうです。それは、地元でも日本語教育を受けてきている生徒で、さらにレベルアップしていくということですし、今回、コミュニケーションの様な話でいくと、先程、総合コースの時にもお話しましたがけれども、住民とのコミュニケーションを深めるための交流は、グローバルコースで学ぶ留学生についても同じ形で行いますので、座学だけで教わる日本語だけでなく、住民とのコミュニケーションをする中でレベルアップしていけるものと思っています。

議長（児島会長）

よろしいですか。

平田委員

ありがとうございました。

議長（児島会長）

窪田委員さんどうぞ。

窪田委員

窪田でございます。まず、現地調査に行っていたいただいた小林浩委員さんの4つの点というのは、ここで解決できる点ではなくて、これからも十分検証していく必要があるというふうに思っています。教育の質の担保の点については、時間がありましたらまたご質問させていただきますが、まず収支の関係についてご質問させてください。前回、私欠席させていただきましたので、もしかしたらその折に出たかもしれませんが、一つは、前受金収入、通常、入学金と施設設備費の一部が前受になっているのでしょうか。その次に、2年で繰越がこれほど増えるというのは、通常なかなか私立の学校でいくと難しいところなんです、その一因に先程話された人件費、人件費依存率がこれだけのものになることはなかなか考えにくいです。それと同時に学生の人数が増えているのに、教育研究経費と管理費がほぼ変わらないというのは、この辺も不思議だなというのが一つ。それからもう一つは、敢えて補助金収入は入っていないのでしょうか。

議長（児島会長）

お金のことでございますが、これは事務局の方でお答えいただけませんかでしょうか。

事務局（熊井課長補佐）

窪田委員から御質問いただきました、まず、前受金収入の関係でございますが、30年度に生徒数160人という見込みとなっています。そのうち、30年度に授業料を納める生徒が約10%と想定しております。

窪田委員

前受金収入というのは4月に入学すると、その前に入学金の10万円と施設設備費の何割かが通常は収入となりますが、その内訳が分からなかったのもので、伺いました、

事務局（熊井課長補佐）

31年度の前受金収入でございますが、入学者80名のうちの70名分を入学金の前受金収入、そして、授業料、教育充実費、施設整備費の前受金収入を見込んでいますとお聞きしております。

30年度も入学者80名のうち70名分を前受金収入として見込んでいますとお聞きしております。

平林委員

80人に対して、2倍収入をあげているということですか。

事務局（村松指導主事）

認可申請書の抜粋と書いてある資料の58、59ページをご覧ください。58ページの左下に前受金収入とありますが、そのうち入学金の前受金収入は、入学者80人のうち70人、その他、下の項目、前受金収入以下4つありますが、カッコ注とあります。この注は59ページの一番下に考え方が書いてあります。これを私が見たときに、この式を見ただけでは良く分からなかったものから、学校法人に質問しました。例えば、授業料は31年度に生徒数160人のうち、30年度に納める者が10%いたとして想定。残り160ひく16ですから144人。その144人中、前期分を30年度中に納める者が10%と想定しているということで、この値段になると御説明を受けました。ということで、ここは複雑な計算をされているということですか。

議長（児島会長）

これは、学校の経営上のことでしょうか。それとも単に経理処理上よく分からないということでしょうか。それとも両方なのでしょう。財政的なことと言えば、この学校の母体は、本部の体制は極めて良好だとお聞きしていますから、いわゆる財政的な部分においては、それほど大きな問題は無いとは思いますが、経理の専門家がいらっしゃいますから。

窪田委員

私の方はいいです。

事務局（青木課長）

前受金収入については、31年度にもあるようにランニングしていけば、その年か翌年かどちらかに入ることだと思います。それから4ページにもありますように、財源、経費の不足があれば、会長さん仰ったとおりで、タイケン学園自体は大きなグループですので、こちらで負担

するということになります。

窪田委員

他の2点の方をお伺いします。補助金収入が入っていないことと、もう一つは教育研究費が、生徒数が倍になっているのに変わらない。通常は消耗品や光熱水費その他は、倍になるとかなり上がってくるのですが。

事務局（熊井課長補佐）

この点につきましては特に確認してございませんが、窪田委員仰るとおりですので、教育研究費の経費のかけ方といいますか、その在り方については、学校法人に十分お伝えをさせていただき、改善できるところは改善をお願いしたいと考えています。また、補助金収入についてはここで見込んでおりませんが、認可がされれば、全日制普通科の高校の経常費補助金がこれから入ってまいりますので、補助金収入を見込んだ中での収支計画を立て直していただいて、教育の改善に結びつけていただきたいと思いますと考えています。

窪田委員

幼稚園の関係で、サムエル学園さんのときにも補助金収入を必ず入れて、この審議会に上がった訳です。その中で、特別支援に係る子ども達がどのくらいですかという確認をさせていただきましたので、お話をお聞きしていると、手をかけなければいけないお子さんもいらっしゃるものですから、状況はだいぶ違うのではないかと思います。

よろしいですか。

議長（児島会長）

どうぞ。

窪田委員

先ほど小林先生が仰ったように、まず教育の質の担保なんです。どうみても、手をかけなければいけない子がたくさんいる中で、初年度の事務職員数はいいのですが、教員数は特に専科が少な過ぎる。教科1人に専科の教員がいるべきところがないということ。それで、普通科の担任でやっていくのかその辺は分かりませんが、発達につまずきのある子ども達を抱えれば抱えるほど、たくさんの先生方の手が入っていかないと子ども達を十分育つことができないと私は思っています。

議長（児島会長）

難しい子を抱えるにあたって、教育の質を確保するにあたっては、人員の確保も必要だということ、それに対するコストをどう反映させていくかという問題が出てくるかと思います。これにつきましては冒頭、人件費につきましては、小林委員さんから要望がございましたし、事務局のほうからもその旨学校へ伝えるというお話がございましたが、併せてその辺いかがでございますでしょうか。

事務局（村松指導主事）

教員の数ですが、現在のところ設置基準は充たしております。ただ窪田委員仰るとおり、大変なお子さんを抱えるということを目指す学校でありますので、そういったご意見があったということをお学校側には伝えていきたいと思っております。

議長（児島会長）

今の件に関して言えば、事務当局の立場からすると、全て私学・高等教育課の方で判断しているのではなくて、予め様々な規定に基づいて申請があつて、私学・高等教育課の方では、それに照らし合わせて大丈夫か、駄目かという検討をした上で、今回上げてきていると。規定には合っているということになると、努力義務として、そういう難しいお子さんを抱えているのであれば、ちゃんとやってくださいという要望を出すということかと思っておりますが、いかがでしょうか。

窪田委員

審議会は条件が整っていれば、それを許諾するかどうかの判断ですから、それは結構です。

議長（児島会長）

いろいろ議論がされましたが、何かそれについて御質問等ございましたら仰っていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

事務局（青木課長）

先ほども申し上げましたけれども、窪田委員さん仰ったとおりで、小林委員から冒頭出されている懸念の部分についてはいずれも、正に今回の話だけではなくて、今日、可ということであれば認可の段階で委員さんからの意見はお伝えいたしますし、今後も継続的に教育活動を含めてどうということが行われているかということについては、現地調査をして確認をさせていただいたり、報告をいただいたりして、また審議会の場でも来年お話をさせていただければと思っておりますので、よろしく願います。

議長（児島会長）

この点につきましては、今もお話ございましたけれども、以前からも委員から御意見が出て、今回新しく認めるところについては、実際しっかり事が進んでいるのかどうか、事前に担当部署として、現地調査なり書面による調査かもしれませんけれども、これが認可されたと仮定して、そうなった場合にはしっかり調べて、またこういう審議会の場で報告させていただくというようなことを私もお願いしようかと思っていたのですが、そういうことで進めていきたいということでもありますので、それは確認させていただきたいと思っております。

今の件はよろしいですか。それでは内川委員さんどうぞ。

内川委員

こういう多様化した子ども達を育てる学校はこれからの方向の一つだと思います。ただ留学生を入れることについては生半可なことではないです。私の専門学校も日本語教育をやっておりますので凄く良くわかりますが、私の所は専門学校ですから、高校を卒業した以上の方が来るんで

すね。高卒か大卒で来ます。非漢字圏の人がまず国語の教科書を読めません。向こうで1年、2年やっただけでは読めません。そうしますと、教科の先生がどうやってフォローするのかというのはとても大きな問題で、最初の教職員の配置を見ましたけれども、日本語教師、要するに専門家が一人もいませんので、日本語教師の資格を取った人を是非入れるとか、その方をメインにして、先生方がどうやって何を教えるかというノウハウを入れない限りは、外国の子に国語を教えるというのはほぼ不可能らしいです。私たちは、向こうで1年くらい勉強した人をまた2年かけて、それを専門課程でやっていますが、それでも大変です。漢字が分かりませんので。漢字を2年かかると1,500から2,000覚えるのですけれども、それでも実際、大学でやるクラスの教科書を読むことは出来ませんので、かなり手間暇をかけてやってほしいと思います。そして、日本語教育は生活指導がもっと大変です。それは、地域で何とかしていただいて、若い子が来たらロックアウトしない体制を整えていただくようには是非お願いしたいと思います。

議長（児島会長）

今の件につきましては、これも冒頭、事務局から元々法人全体としてグローバル教育を進めていることを学園本部の理念としているような説明があったわけですが、今回、筑北村でやられるということになった時に、例えば、本部の方で教育して送り込んでくるとか、そのようなことについて、現地調査の時に何か話がございましたでしょうか。

事務局（青木課長）

今、内川委員さん仰ったとおり、それだけでは不十分というのはその通りだと思いますので、冒頭から申し上げている法人全体としてはそういうノウハウがあるということで、個々の職員に対しては寮母さんを含めて、やっていくということは聞いています。正に専門家がいなくて実際、来た子ども達に教えることは困難だということは分かりますので、内川委員さんが仰っていることをこれも法人側にお伝えしたいと思います。

議長（児島会長）

私も仰ることが良く分かりますので、全く日本語の分からない子が筑北のキャンパスに居て、いきなり教育といっても多分できないだろうと思います。その辺の対策はしっかり練って、本部の方はノウハウがあるようですから、そちらの方でやっていただき、今も指導しますというお話がありましたので、そういう方向はしっかりやっていただきたいと思います。

議長（児島会長）

戸枝委員どうぞ。

戸枝委員

これも要望ですが、不登校の子ども達の支援は、どういうふうに捉えるかで方向性が変わってきてしまうと思うのですが、以前、審議会の中でも、発達障がいの子どものことが出たと思います。いろいろなでこぼこを持った子ども達に対する教育、やはり、義務教育の不登校支援策が学校復帰に固執し過ぎてきたために、多様な不登校に対する画一的な支援になってしまっている。その子どもがドロップアウトして、2次障がい、3次障がいで苦しんで、進学した先でもつまず

いてしまう子どもがいるので、これは私学だけの問題ではなくて、義務教育の話になりますけれども、今、脳科学が進んで段々解明しています。信大の本田秀夫先生が、発達障がいの子どもに対する教育や支援についての取組を本当に熱心にされています。今度2月11日にも信大の方で、高等学校における発達障がいの現状と課題について、非常に良いお話がされると思います。ひと昔前、発達障がいの子どもを学校に戻す、引きこもりの子を社会に戻すという画一的な支援になっていましたが、この社会は多様なので、多様な子ども達を受け入れ、多様に育っていける環境を整えるかということ、こういう学校を作る上では、何人就職したとか、何人進学させ、見事に何人大学に合格したというキャッチフレーズではなくて、何が子ども達を苦しめてきたのかという、子ども達側からの代弁者として、社会に向けて社会改革が必要です。こういう学校が必要だということで、新しい教育を切り拓いていくというような取組をしてほしいということは本当に期待を持ってお願いしたいと思います。

議長（児島会長）

留学生であったり、不登校生の話になっていく訳ですが、私も教育現場にいて感じるのは、同じ不登校的なことと言っても、全く学校に出て来れないという生徒さんから、少しコミュニケーションに差があるとか、いろいろな幅がある訳ですよ。個々に則ったきめ細かな活動をしていかなければならないだろうと思いますが、委員さんのお考えは良く分かります。この場でお話を聞いていると、私学課さんにお答えをと言っても多分困ると思うので、現実問題としては、もし認可されるとなれば、そういう方面にも力を注いでいただきたいというような要望を出していただくというような事になるかと思いますが、それでよろしいですか。

戸枝委員

はい。

平林委員

先ほどの前受金の件は理解できたのですが、それだと収支計画ではなくて、キャッシュフロー的な意味合いを持ってしまって、いかにも資金が潤沢に残っているかのような数字の作りになっています。前受金が1,900万で次期繰越金が1,300万でその殆どが次期入学者の授業料だとすれば、600万円が30年度の事業計画に繰り込まれていて、600万が次年度の入学金の90%に相当すると考えると、初年度の収支がないんだけど、キャッシュフローで見たときに入学金が入ってくるから、これを充てるという表の作りになってしまっているんですね。キャッシュフローとしてはいいと思いますが、収支計画として資金が潤沢に残っているかのような、数字の作りになっているので、今後収支計画において、キャッシュフローの不足分をどこかで充当する様な書き方をしないといけないのではないかなど。最初に前受金収入を入れるので、次年度以降もずっと調整が入っていくんですけど、今後収支計画の数字の作り方として、この部分は改善した方がいいかと思います。もう一点、31年度の次期繰越金は5,000万円ではないですよ。支出合計が1億1,700万円になってしまっているから、収入と合いませんから、次期繰越金は780万円位で、合計が7,400万円にならないといけないと思います。先ほど、次期繰越が潤沢にあると言いましたが、潤沢ではないですよ。700万円位の繰越なので。私も、こんなにあれば、お給料に反映してと言おうと思って計算をしていて、合計額が違っていると思いますので、ここ

は訂正をしてください。もう一つ聞きたかったのは、教育研究費に入っている報酬委託手数料の100万円がどちらに支払われるものか。あと、先ほどから皆さん仰っているように、これからいろいろなニーズに応じていく教育の場を提供するという意味では、この学校の在り方は決して否定するものではないのですけれども、小さなニーズに対して私学の経営に携わるときに、規模が小さいとそのしわ寄せは人件費にいてしまいがちなんですね。到底一人270万円という金額は受け入れ難いですし、増してやいろいろな課題を抱えていらっしゃる生徒さんに対応していくということでは、この金額で頑張ってくださいというのは、本当に申し訳ないと思うしかありませんし、逆に言うと、それが教育の低下を招き得る、それが生徒さんに全部しわ寄せがいくのが最終的には一番怖いんです。今回、通信制の学校と切り離して考えて、学校法人のタイケン学園が設置認可申請をしているというところで、このような学校設置の例は全国の間でもあるのかと思いますが、そういう事例があればタイケン学園として、他の学園で実際人件費はこれが平均だと仰っていましたので、この状況でこの学校がどの様な実績を残されていくかということについても、今後改めて御報告を受けたいと思います。皆さんの意見を聴いていると、諸手を挙げてこの学校を全日制として開校してくださいという感じではないので、今後やはり一定の報告をしていただくということは必須ではないかと思っています。あと、この学校は家庭の負担として、年間60万円位払います。海外からくる方、また不登校で全県から、県外からとしたときに、増してや場所が筑北です。毎日通うのが容易な所とは思いませんので、現在全寮制で45名しか受入れ状況がないというのは、実際本当に初年度80名受け入れる体制が整えられるのか、2年目以降はもっと心配です。実際通学はかなり困難だと思われるので、地理的に寮の受入体制を急速に進めていかなければ難しいのではないかと思います。あと寮に入れるとなると、国立に進学させた子どもを1年間出す位の負担が各家庭にかかると思いますので、敢えて全日制ということで、この申請が通れば、県からの補助金が出るということを経済的に鑑みると、安易な開校と安易な経営は改善していただかないといけないと思います。

議長（児島会長）

仰ったことが非常に多岐にわたっていたものですから、少し整理をさせていただかなければいけないと思うのですが、一点経理的な側面からのご意見があったかと思うのですが、これは今後、書類の書き方等々については統一的な視点で、P L的な視点で考えるのか、B S的な視点で作るのかというようなことも考えて作らなければいけないと思うのですが、この辺、委員さんそのような考えでよろしいですか。

平林委員

はい。

議長（児島会長）

これは今後やっていく上でご指導していただかなければいけない問題であろうと思います。それから別の視点で、困難を抱える子ども、或いは、留学生を抱えるところにおいて、しっかり詰めてというような内容だったと思っています。

平林委員

一点、タイケン学園さんが全国で同様の展開をしているのであれば、次回以降で結構なので、その報告を受けたいと思っています。

議長（児島会長）

この学園は本部があって、全国にかなり展開されている訳ですよ。

事務局（青木課長）

先ほど申し上げましたが、高校については通信制のウェルネス筑北キャンパスがあります。大学、専門学校についてはスポーツ関係がありますし、グローバル関係では専門学校があります。あと医療系のものですとか、保育園がありますが、今回の総合コースにあたるものは他ではやっていないです。一点目の収支の計算書なんですけれども、31年度が間違っているのは大変申し訳ありません。収支計算書自体は、学校法人会計上の収支の書き方になっていますので、これはこれで出していきたいと思います。説明の仕方として、フローだけではないところは説明をさせて頂きたいと思います。

議長（児島会長）

私も学校にいます、普通の企業会計と学校会計とは随分違うとは思いますが。

平林委員

説明の仕方として、説明の際にそこをちゃんと押さえていただければ、1,300万円残ってしまうのかと一瞬思う収支計画であるところが危ないと思いました。

議長（児島会長）

寮については、取りあえず45人だけれども、今後は村内の空き家スペースみたいなものを順次用意していくということをお伺いしましたが。

事務局（青木課長）

寮については、現在建設中の寮が45人なんですけれども、それ以外に、村が温泉施設として使っているところの一部をお借りするとか、空き家で現在正に使わなくなっている村の施設を活用させていただけるお話を村と学校法人ではされているということなので、順次整備されていくと。最初の80名全員が寮に入る訳ではないので、45名の寮と温泉施設で対応すると伺っております。

議長（児島会長）

お話を聞いていると、直ぐにという訳にはいかないかもしれないですけれども、取りあえず寮を作って、順次入った人数に合わせて、現在ある村の施設などを用意していくというご説明でしたけれども。現実問題としては、今後認可されたと仮定したときに、現地調査なり書面なりで調べていただいて、それをこの場で御報告いただくと課長からもお話がございましたので、そういう方向で進めさせていただくということになるかと思っています。

小林勝彦委員

今後の進め方として、経緯を見てというのが多い気がするんですね。答えを出すのがこの審議会かと思いましたが。以上です。

議長（児島会長）

今、小林委員さんからも意見が出てまいりましたが、先程来、様々な疑問点が出てまいっている訳で、今後どうしていくかということではありますが、今の小林委員さんのことに関連して、何かご意見等ございますでしょうか。

時間がだいぶ予定より押してきてしまっているのですが、どこか一定のところでは結論を出さなければいけないのですが、暫時休憩ということをお願いできますでしょうか。現在3時32分ですが、40分再開ということをお願いできますでしょうか。

（暫時休憩）

議長（児島会長）

それでは、再開させていただきたいと思っております。先程来、様々な意見を頂戴しまして、だいぶ時間が押してきまして、誠に申し訳なく思っております。様々な意見を頂戴致しまして、留学生なり、不登校的な生徒を受け入れるというようなところで、いろいろ課題の多い申請だろうとは思っております。ただ現実問題として、この審議会にあたりましては、当然それぞれの部署におきまして、また、申請された学校におきまして申請書を作ってください、それが審査にあたり基準を充たしているかどうかということになってくると思っております。そういう意味におきまして、今回につきましては、出された書類につきまして全て審査は充たしているということであると思っております。多くの皆様から様々な意見を頂戴し、そしてまた、それにつきまして、担当部署の方からも出された意見として伝えていくと、それで可能な限り実施していただくという方向であったと思っております。そういう意味では、様々な要望を出されたことにつきましては、今後、指導していただくということで、この場におきましては、申請につきまして認可するという方向性に致したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

議長（児島会長）

特に御意見がなければ、その方向で進めたいと思いますし、ここで様々な意見が出されましたが、それにつきましては、事務局の方でいろいろお伝えをしていただきたいと思います。

事務局の方で何かこの件につきまして、コメントございますでしょうか。

事務局（青木課長）

お時間をかけて、御審議いただきありがとうございました。審議の中でも申し上げましたけれども、皆さんからいただいた意見は法人に伝えることはもちろんですし、教育委員会等と関係の部門にもお伝えしたいと思います。また、次回以降の審議会において、認可した後、4月以降という実態があるかということは、調査をした上で、この審議会の席で御報告させていただきたいと思っております。

議長（児島会長）

ただいま事務局の方から、皆さんから出された意見につきましては、申請者に伝えると同時にそれ以外の場でもというお話がございまして、また次回の審議会の場においても、御報告させていただくということがございました。そういう方向で今後も進めさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし

議長（児島会長）

今日は本当に長時間に亘りましてありがとうございます。だいぶ時間は押している訳ですが、この件につきましては、認可して差し支えない旨、答申するようにさせていただきたいと思っております。これをもちまして、諮問事項の審議につきましては終了致しましたが、それ以外で何かございましたら出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

特段なければ本日予定しておりました会議事項は終了いたしました。事務局にマイクをお返し致したいと思います。御協力ありがとうございました。

事務局（小林企画幹）

児島会長さん、委員の皆様方、長時間に亘り御審議をいただきまして、本当にありがとうございます。事務局の方から1点お願いでございます。冒頭青木部長から、来年度からの県の総合5か年計画、しあわせ信州創造プランのお話をさせていただきました。お手元にお配りをさせていただいております。分厚くて重くて大変恐縮ですが、一式お配りをさせていただいております。学びの県づくりということで、詳しくは分厚い方の23ページからございます。本日原案がまとまったということで、本日から1ヶ月間に亘り広く御意見を募集させていただくところでございます。委員の皆様におかれましても、ぜひ御意見を頂戴できればというお願いでございます。それでは、以上で本日の審議会を終了させていただきます。皆様、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。